

和解に関する件

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により訴訟上の和解をするものとする。

記

1 事件名

札幌地方裁判所

令和4年（ワ）第2306号 損害賠償請求事件

2 当事者

(1) 原告

札幌市

(2) 被告

ア 東京都足立区中央本町一丁目2番11号

本町化学工業株式会社

イ 大阪府大阪市西区千代崎三丁目南2番37号

大阪ガスケミカル株式会社

ウ 兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地

ダイネン株式会社

エ 岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1

朝日河過材株式会社

3 事件の概要

- (1) 令和元年11月22日、公正取引委員会は、東日本地区に所在する地方公共団体が発注する排ガス処理用粉末活性炭（以下「活性炭」という。）の入札等について、遅くとも平成25年10月24日以降、上記2(2)の被告

(以下「被告ら」という。)を含む16社が、公共の利益に反して、競争を実質的に制限していたと認定するとともに、この行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものであるとして、被告らに対して同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を行った。

(2) 本市は、平成26年度から平成28年度までに実施した清掃工場で使用  
する活性炭の調達に係る入札について、被告らの行為により、落札価格が  
適正価格よりも高くなり、その差額分の損害が発生したと判断し、令和3  
年9月2日付けで被告らに対し、損害賠償請求を行ったが、被告らはこれ  
に応じなかった。

(3) 上記(2)の損害賠償請求に対して被告らからの任意での支払の見込みが  
立たないため、本市は、令和4年11月15日、被告らに対し、合計41  
80万9452円及びこれに対する年5分の割合による遅延損害金の支払  
を求める訴訟を札幌地方裁判所に提起した。

(4) 令和6年11月26日、札幌地方裁判所は、本市及び被告らに対して和  
解勧告を行った。

#### 4 和解の概要

(1) 本町化学工業株式会社は、本市に対し、94万円の支払義務があること  
を認める。

(2) 大阪ガスケミカル株式会社は、本市に対し、87万円の支払義務がある  
ことを認める。

(3) ダイネン株式会社は、本市に対し、71万円の支払義務があることを認  
める。

(4) 朝日汙過材株式会社は、本市に対し、52万円の支払義務があることを  
認める。

(5) 被告らは、本市に対し、上記(1)から(4)までの金員を、本市の指定する  
方法により支払う。支払手数料は、被告らの負担とする。

(6) 本市は、その余の請求を放棄する。

(7) 本市及び被告らは、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの

債権債務がないことを相互に確認する。

(理 由)

損害賠償請求事件について和解するため、本案を提出する。